

## 大阪府監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年3月18日

大阪府監査委員 磯部 洋  
同 赤木 明夫  
同 清水 涼子  
同 和田 秋夫  
同 中川 隆弘

### 1 委員意見に対する措置

(指導及びチェック体制について)

監査対象機関名	都市公園久宝寺緑地指定管理共同体	
監査実施年月日	平成25年1月15日から同月16日まで	
	監査の結果	措置の状況
1	大阪府都市公園久宝寺緑地は、都市公園久宝寺緑地指定管理共同体（以下「共同体」という。）が指定管理者として管理している。今回の共同体に対する事務監査において、「大阪府八尾土木事務所への業務報告」「会計処理」「売上管理」「業務完了確認」など事務処理上の問題点が業務全般にみられた。共同体は組織としてのチェック体制に問題があるといえるので、担当職員の事務執行能力、コンプライアンスに対する意識を高め、共同体組織としてチェック体制の見直し強化を図ることが必要である。	(措置した機関：都市公園久宝寺緑地指定管理共同体) これまでの体制を抜本的に見直し、業務全般のレベル向上を進めるべく、運営業務の改善に取り組んでいる。 具体的には運営会議に、本社管理職が参加するようにした。 これにより、業務の履行確認、担当職員の事務執行状況や、個々の適性能力の把握など、問題意識を共有しながら、スピーディーな判断、意思決定を行っている。 (担当職員の事務執行能力の向上)
2	大阪府八尾土木事務所としては、共同体からの提出資料に一部不足があり、また、共同体を管理監督すべきであったにもかかわらず、適切にできていなかったことは問題である。今回発見された事務の不備について、改善を指導し、その状況を確認するとともに、今後、管理業務契約書で決められた資料等の提出を求めるなど、共同体に対する指導及びチェックを適切に行われたい。 (2については、大阪府八尾土木事務所に対する意見とする。)	担当職員の事務執行能力の向上を図るため、取扱いマニュアルを整備し、これに基づき業務における専門スキル向上に向けたOJTを順次行う。 (コンプライアンスに対する意識向上) コンプライアンスに対する意識を高めるため、公の施設を管理する指定管理者としての責務を認識し、理解を深めるための担当者研修を行った。

	<p>また、今後も必要に応じて随時行う。  (共同体組織としてのチェック体制の強化)  共同体組織として、担当者と所長との二重チェック、本社との三重チェック機能を確認させ、組織構成に基づいたチェックの重層化を図り、チェック体制を強化した。  (措置した機関：大阪府八尾土木事務所)  (共同体に対する改善指導及び措置状況の確認)  未提出の書類（貸借対照表及び損益計算書）については、共同体に修正の後提出させ、適正に是正されていることを確認した。利用料金の収受状況についても、報告を受け、是正されていることを確認した。  共同体に対して、契約書及び管理要領に基づき適正に履行するため業務改善とチェック体制の強化を図るよう指示した。  業務改善については、共同体において業務手順を見直したうえでマニュアル等を整備し、共同体職員に徹底するよう併せて指示した。  作成された駐車場及びプールの利用料金取扱いマニュアルとチェック体制の強化策については、共同体から報告を受け、概ね適正である旨確認した。  (当所職員の指導力向上とチェック体制の強化)  当所の担当職員に対して、契約内容について理解を深め、適切な指導とチェックが行えるよう研修を実施した。  今後も必要に応じて随時研修を実施する。  提出資料等、契約内容の履行確認については、漏れがないよう複数人でチェックするよう体制を整えた。</p>
--	--

2 指摘事項に対する措置  
(管理業務契約書について)

監査対象機関名	都市公園久宝寺緑地指定管理共同体
監査実施年月日	平成25年1月15日から同月16日まで

監査の結果	措置の状況
<p>都市公園久宝寺緑地指定管理共同体（以下「共同体」という。）は、「久宝寺緑地管理業務契約書（以下「契約書」という。）」に基づき、大阪府都市公園久宝寺緑地の指定管理業務を実施しているが、以下のとおり契約書に違反している項目があった。</p> <p>1 共同体は、貸借対照表及び損益計算書を大阪府に提出していなかった。（契約書第9条第1項）</p> <p>2 共同体は、利用料金の収受状況を大阪府に報告していなかった。（契約書第9条第6項）</p>	<p>1 貸借対照表及び損益計算書の提出 貸借対照表及び損益計算書は直ちに提出した。 また今後は、契約に基づき管理共同体の決算後速やかに提出する。</p> <p>2 利用料金の収受状況の報告 利用料金の収受状況については、直ちに報告した。 また今後は、契約に基づき翌月15日までに速やかに報告する。</p>

3 指示事項に対する措置  
(会計処理について)

監査対象機関名	都市公園久宝寺緑地指定管理共同体	
監査実施年月日	平成25年1月15日から同月16日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>大阪府都市公園久宝寺緑地の指定管理は、3者で構成されている都市公園久宝寺緑地指定管理共同体（以下「共同体」という。）が行っており、共同体の経理業務は代表者である株式会社美交工業（以下「美交工業」という。）が行っている。</p> <p>共同体の会計処理について確認したところ、以下の不備があった。</p> <p>1 共同体の貸借対照表の負債の部に、美交工業に対する債務があり、美交工業の共同体に対する立替金と一致しなければならない。しかしながら、平成23年度決算において、683千円の差異が生じていたので、原因を究明し適切に処理されたい。</p> <p>2 共同体の費用の計上額について、過大計上されているもの（1件）や、過少計上されているもの（1件）があったので、適切に処理されたい。</p>	<p>1 共同体の債務と美交工業の立替金との差異 平成23年度決算における683千円の差異について調査を行ったところ、美交工業に対する債務の計上漏れと誤計算等による経理事務上のミスによるものと判明した。 これらは人件費等に係るもので、全て平成24年度の経費勘定として計上し、修正を行った。 今後は、美交工業及び共同体の決算処理、経理事務処理方法及びチェック体制については、月ごとに美交工業に対する債務と共同体に対する立替金に差異が生じていないか本社管理職が確認する等改善策を講じ、再発の防止を徹底した。</p> <p>2 費用の計上誤り 事業報告書の費用の計上誤りが生じた原因は、請求書金額の計上誤りや計上漏れによるものだった。 直ちに費用の計上誤りを修正し、大阪府に再提出した。</p>	

今後は、このようなことが起こらないよう、支払については、事務所経理担当者及び所長が請求書内容を確認し、本社で再確認後、支払を行うとともに、費用計上については、本社久宝寺担当者が請求書綴りをもとに作成し、本社経理担当者が再確認後、大阪府に提出する二重のチェック体制を確立させた。

(売上管理について)

監査対象機関名	都市公園久宝寺緑地指定管理共同体	
監査実施年月日	平成25年1月15日から同月16日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>大阪府都市公園久宝寺緑地は、都市公園久宝寺緑地指定管理共同体(以下「共同体」という。)が指定管理者として管理している。</p> <p>売上管理に関して事務処理上の課題・不備が以下の3点見られた。</p> <p>収入事務については、適正に実施しなければ、流用や事故等を招くことにもなりかねないことから、不備を是正するとともに、会計事務全般について厳格な事務処理を徹底し、このような事態が生じないよう事務を改善されたい。</p> <p>1 駐車場の利用料金について、売上月報への記入漏れがあり、会計上の売上計上も行われていないもの(3件、477,400円)があった。これらを含めて、5件は、監査実施時点でジャーナル(料金収受機器から出力される日々の売上記録)や売上日報が見当たらず、その後の調査でも売上日報は発見されないままである。また、売上月報に記録された金額が日付・経緯が不明なまま変動していた。</p> <p>本件については速やかに不備を是正されたい。また、釣銭準備現金の取扱いを含めて、事務手順を検討・再確認の上、マニュアル化し、マニュアルに沿って確実に事務を行われたい。</p> <p>2 プールの利用料金に係る収入については、日々の売上に関する報告書の作成及び承認がなされていなかったため、事務を改善されたい。</p>	<p>1 駐車場の利用料金について</p> <p>調査の結果、発見された余剰金については、担当者収納分と判断し、売上計上漏れ(3件)と合わせて、平成23年度の駐車場利用料金として修正計上した。</p> <p>新たに「久宝寺緑地駐車場利用料金取り扱いマニュアル」を作成し、同マニュアルに基づく以下の改善案を講じることにより再発防止に努め、適正に処理を行った。</p> <p>(1) 料金収受機器の釣銭準備現金残高の変動が管理できていなかったため、日々の収受後の料金収受機器の釣銭準備現金残高を一定額(固定)に調整することにより、釣銭準備現金の変動を解消し、売上金額と回収額が一致するようにした。</p> <p>(2) 収入集計表(月報)・売上金額・月合計ジャーナルの照合が不十分であったので、売上日報及び収入集計表(月報)は、月末に本社に持ち帰り、本社管理職にて最終確認を行い、公園事務所と本社との二重チェック体制を確立した。</p> <p>(3) 平成25年4月より、金融機関及び警備会社と契約し、利用料金の集金及び口座への入金を依頼した。また、警備会社の現金集配システムを導入し、入金機を設置した</p> <p>2 プールの利用料金に係る収入について</p>

<p>3 共同体の自主事業収益のうち、プールのロッカー利用料金及び軟式野球場前の自動販売機の手数料収入が、負債の部（仮受金、預り金）に計上されたままで収益計上されていなかった。その結果、平成22年度、平成23年度の当期純利益金額がそれぞれ、4,547千円、3,933千円過少となっていた。本件については、速やかに是正されたい。</p>	<p>プールの利用料金の日々の売上について、回収した売上金額の適正な管理を遂行するために「久宝寺緑地プール利用料金取り扱いマニュアル」を作成した。</p> <p>同マニュアルに基づき、プールの料金収受機器から出力されるジャーナル及び窓口販売による半券と売上金額の照合確認、承認を行うため、売上日報を作成した。</p> <p>3 プールのロッカー利用料金及び軟式野球場前の自販機について</p> <p>平成22年度及び平成23年度の自主事業の収益金については、各年度の当期純利益金額として修正計上し処理した。</p> <p>今後このようなことがないよう、年度ごとの自主事業として、適切に計上・報告する。</p>
---	--

(業務完了の確認について)

監査対象機関名	都市公園久宝寺緑地指定管理共同体	
監査実施年月日	平成25年1月15日から同月16日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>大阪府都市公園久宝寺緑地（以下「久宝寺緑地」という。）は複数の法人により構成される共同企業体が指定管理業務を実施している。久宝寺緑地の北地区及び東地区の清掃業務については、共同企業体の構成員であるおしごと興業合同会社（以下「合同会社」という。）が行っているが、業務履行の記録がない。</p> <p>現状は履行状況の確認やPDCA（計画（Plan）、実行（Do）検証（Check）、改善（Action））による業務改善を行える状況ではないことから、今後、記録の作成・確認・保存及び必要に応じた業務改善の取組を行われたい。</p>	<p>北地区及び東地区の清掃業務の履行状況を把握するため、おしごと興業合同会社との覚書を平成25年2月1日付けで変更し、作業日報及び記録写真の提出を義務付けた。</p> <p>また、月間工程表を作成するとともに日々の作業日報を役立て、データの蓄積及び分析を行い、ゴミの多い時期や場所の特定・把握に努め、さらには、毎週実施している行程会議で、おしごと興業久宝寺担当者から、ゴミの排出量や園内利用状況等の報告を受けている。なお、課題や問題点については、対応策を検討し、翌週の行程会議で実施した対応策についての結果報告を受け、有効性を確認している。</p> <p>このように、PDCAサイクルによる改善策を講じ、今後の園内美化の向上に役立てていく。</p>	